

日 銀 業 第 6 2 5 号
2 0 2 1 年 1 2 月 8 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

担保差入金融機関等が担保等適格確認書を午後1時から午後5時までの間にファクシミリにより日本銀行に送信する場合^(注)の取扱いを明確化する観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2021年12月13日から実施することとしましたので、通知します。

(注) この場合の日本銀行による確認結果のファクシミリ送信は、原則として翌営業日となりますのでご注意ください。

以 上

＜本件に関する照会先＞
日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
玉木（03-3277-3072）

「担保に関する細則」中一部改正

- 第6章1. (1)イ. (二) a. を横線のとおり改める。

a. 支払人等が適格であることの確認

審査依頼人は、事前審査のために手形、記録事項証明書等または証書貸付債権証書等を担保取引店に提出するまでに、その支払人等が、日本銀行が適格と認める先であるか否か、また、自身が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務であるか否かを、原則として午後1時まで担保取引店に「担保等適格確認書」をファクシミリにより送信することで確認してください^(注1)。担保取引店は、確認結果を当該確認書に記入したうえで、当該審査依頼人に対してファクシミリにより送信します^(注2) ^(注2-3) ^(注3-4)。

(注1) 略(不変)

(注2) 審査依頼人は、午後1時から午後5時までの間も担保取引店に「担保等適格確認書」をファクシミリにより送信することができます。この場合、担保取引店は、原則として翌営業日に確認結果をファクシミリにより送信します。確認結果の内容は、担保取引店が確認結果をファクシミリにより送信する日における内容となります。

(注2-3) 略(不変)

(注3-4) 略(不変)

- 第6章1. (1)イ. (二)の2を横線のとおり改める。

(二)の2 比較対象公募地方債の銘柄の適格性の確認

事前審査を依頼した地方公共団体を債務者とする電子記録債権または地方公共団体に対する証書貸付債権が、担保として適格と認められるためには、「地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書」または「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」を提出し、これにかかる比較対象公募地方債の銘柄が、日本銀行が適格と認めた

ものである必要があります。審査依頼人は、事前審査のために記録事項証明書等または証書貸付債権証書等を担保取引店に提出する前に、当該比較対象公募地方債の銘柄が、日本銀行が適格と認めるものであるか否かを、原則として午後1時までに担保取引店に「担保等適格確認書」をファクシミリにより送信することで確認してください^(注1)^(注2)。担保取引店は、確認結果を当該確認書に記入したうえで、当該審査依頼人に対してファクシミリにより送信します^(注3)^(注3-4)^(注4-5)。

(注1) 略(不変)

(注2) 略(不変)

(注3) 審査依頼人は、午後1時から午後5時までの間も担保取引店に「担保等適格確認書」をファクシミリにより送信することができます。この場合、担保取引店は、原則として翌営業日に確認結果をファクシミリにより送信します。確認結果の内容は、担保取引店が確認結果をファクシミリにより送信する日における内容となります。

(注3-4) 略(不変)

(注4-5) 略(不変)

○ 第6章1. (3) イ. を横線のとおり改める。

イ. 振替社債等

振替社債等を日本銀行に担保として差入れるためには、当該振替社債等の銘柄が、日本銀行が担保として適格と認めたものである必要があります。また、担保差入先が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務である銘柄については、当該担保差入先は担保として差入れることができません。担保差入先は、振替社債等の担保差入の申出を行う前に、当該振替社債等の銘柄を担保として差入れることが可能かどうかを、原則として午後1時までに担保取引店に「担保等適格確認書」をファクシミリにより送信することで確認してください^(注1)^(注2)。担保取引店は、確認結果を当該確認書に記入したうえで、当該審査依頼人担保差入先に対してファクシミリにより送信します^(注3)^(注3-4)^(注4-5)。

照会した振替社債等の銘柄が、日本銀行が適格性の判定を行っていない銘柄である場合には、当該振替社債等の銘柄の適格性判定を日本銀行に依頼することができます^(注5-6)。

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

(注3) 担保差入先は、午後1時から午後5時までの間も担保取引店に「担保等適格確認書」をファクシミリにより送信することができます。この場合、担保取引店は、原則として翌営業日に確認結果をファクシミリにより送信します。確認結果の内容は、担保取引店が確認結果をファクシミリにより送信する日における内容となります。

(注~~3~~4) }
(注45) } 略 (不変)
(注~~5~~6) }

○ 第6章1. (3) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 短期社債等

短期社債等を日本銀行に担保として差入れるためには、当該短期社債等は次の要件を充たす必要があります。担保差入先は、担保差入の申出を行うまでに、当該短期社債等の支払人等が、(イ) a. または、 (ロ) a. 、 (ハ) a. または (ニ) a. の要件を充たすか否かを、原則として午後1時までに担保取引店に「担保等適格確認書」をファクシミリにより送信することで確認してください^(注1)。担保取引店は、確認結果を当該確認書に記入したうえで、当該審査依頼人担保差入先に対してファクシミリにより送信します^(注2) ^(注~~2~~3) ^(注~~3~~4)。

(注1) 略 (不変)

(注2) 担保差入先は、午後1時から午後5時までの間も担保取引店に「担保等適格確認書」をファクシミリにより送信することができます。この場合、担保取引店は、原則として翌営業日に確認結果をファクシミリにより送信します。確認結果の内容は、担保取引店が確認結果をファクシミリにより送信する日における内容となります。

(注~~2~~3) 略 (不変)

(注~~3~~4) 略 (不変)

以下略 (不変)